

令和7年

～交通マナーアップいしかわ～

# 春の全国交通安全運動

期間 4月6日(日)～4月15日(火)

4月10日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」

## 運動の重点

- ◆こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ◆歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



令和六年度交通安全ポスターコンクール小学校低学年の部 最優秀賞  
 津幡町立条南小学校一年(入賞当時)池島希衣いけしま きいさんの作品

## 自転車保険加入義務

万が一の事故に備えて  
 必ず保険に入りましょう。

- ヘルメットをかぶりましょう
- 点検整備を行いましょう
- 交通ルールを守りましょう



石川県自転車条例H.P

石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課 (電話076-225-1387)



## こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

### どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり

- ドライバーは通学路等でスピードを落とすなどして、急な飛び出しに注意しましょう。
- 歩行者は横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守りましょう。
- 歩行者は手を上げるなど、ドライバーに対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けましょう。
- 夕暮れ・夜間の外出時は、明るい色の服装を心掛け、反射材用品等を着用しましょう。



## 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

### 危険ですながらスマホで踏むペダル

- ドライバーは歩行者をいち早く発見し、特に横断歩道では歩行者優先をしっかりと守りましょう。
- 運転しながらの携帯電話等の通話や注視は重大な交通事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。
- 飲酒運転・妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の悪質・危険性を認識し、絶対に許さない社会環境をつくりましょう。  
※「二日酔い」でも飲酒運転になります。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく使用しましょう。



## 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

### ヘルメット あごひもカチッと出発だ

- ヘルメットを正しく着用し、万が一の交通事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。
- 安全確認をしっかり行い、ながらスマホ、二人乗り等の危険な運転及び飲酒運転は絶対にやめましょう。  
※自転車に関する道路交通法の改正については右記二次元コード(警察庁HP①)参照
- 特定小型原動機付自転車利用者は、交通ルールを理解し遵守しましょう。  
※特定小型原動機付自転車については右記二次元コード(警察庁HP②)参照



#### 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



警察庁HP①



警察庁HP②

石川県交通事故相談【総合窓口(076)225-1690】

損害賠償の算定や保険金の請求方法、過失の程度について、専門の相談員が無料で交通事故相談に応じています。弁護士による無料相談日も設けておりますので、お気軽にご相談ください。(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 石川県庁相談コーナー 相談時間 9時～17時
- 奥能登行政センター相談コーナー 相談時間13時～15時(事前予約制)